# 『団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法 (意見募集稿)』の改正説明

## 一、改正の背景及び必要性

習近平総書記による「知的財産権保護事業の法治化レベルの向上、関連する法律法規の整備の加速化に関する重要な指示」を貫徹し、『知的財産権強国建設綱要(2021-2035)」の全体的要求を実行し、地域の特色ある経済発展の推進やクラスター産業の発展効率の向上等における団体商標及び証明商標の重要な役割を十分に発揮させ、団体商標及び証明商標の登録、運用、保護、管理及びサービスレベルを全面的に向上させ、登録商標専用権と公共利益との関係のバランスを取り、規範的で規則正しい商標登録秩序及び公正に競争する市場環境を維持するために、国家知識産権局は『団体商標及び証明商標の登録と管理に関する弁法(以下、「弁法」という)についての改正を行う。

現行の『弁法』は 2003 年 6 月 1 日に施行し、団体商標及び証明商標の登録と管理の規範化、商標権保護の強化において重要な役割を果たしてきた。ところが、長年の実践を経て、団体商標及び証明商標制度はその運用において、いくつかの問題点があることが明らかになってきた。第一に、人々の生活と密接な関係がある飲食業の地名を含む団体商標及び証明商標の不正な使用に起因した世論事件が頻発し、特に「潼関肉夾饃」や「逍遥鎮」胡辣湯等の権利擁護行為が社会から広く注目されるなか、その登録要件と権利行使の境界を明確にし、登録者の管理責任を強化することが急務となっている。第二に、特色ある産業クラスター発展の実際のニーズを満たすことができず、団体商標及び証明商標の管理制度を更に完全なものにし、産業発展を促進し、保護レベルを向上させる必要がある。第三に、団体商標及び証明商標に対する保護は今なお不十分であり、権利侵害や不法行為を規制する手段や対応策が弱い状況にある。

また、商標法及びその実施条例が 2014 年に全面的に改正され、さらに商標法については 2019 年に個別条項の改正が行われたが、『弁法』はこれに適応するための調整がされておらず、一部の条項が上位法の規定と一致していない状況になっている。現実的な問題を効果的に解決し、商標制度を整備し、監督管理と効果的な指導を強化するために、『弁法』を更に整備するとともに、商標法の更なる改正のために、経験を模索し、蓄積しておく必要がある。

#### 二、改正の主な方針

『団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法(意見募集稿)』(以下、「意見募集稿」という)は、団体商標及び証明商標の登録と使用を規範化し、公正に競争する市場秩序を維持するという視点から、団体商標及び証明商標の登録者が「モラルある登録、節度ある行使、効果ある保護」を行うように指導する。権利の境界を明確にし、商標法に基づく使用と他人による正当な使用のバランスをとる。行政機関による管理と促進の結

合を推進し、総合的な対策を取り、地域の産業発展を支援する。

改訂方針に関しては、主に次の3つの点に着眼する。第一に、問題指向で地名を含む商標の登録と使用における要求を充実させる。第二に、団体商標、証明商標の特徴を踏まえて、管理規則を詳細化し、登録者の管理義務を明確にし、使用者の使用行為を規範化する。第三に、効果的な対策を講じ、保護と運用を強化し、当事者のために便宜を図り、団体商標及び証明商標の登録、管理、運用、保護に対するフルチェーンの規範化を反映する。

本局は、2020年に弁法の改正作業を開始し、「潼関肉夾饃」商標等の世論事件が発生した後、推進に拍車をかけ、専門家によるシンポジウムや座談会等の開催を通じて、事件に反映された主な問題点を要約し、関連する提案条項を提出してもらった。複数回の議論が行われ、弁法の内容を次第に見直し、意見募集稿を完成させた。

## 三、改正内容

改訂後の意見募集稿は計35条からなる。その内、13条項を改正、合併し、21条項を 新規追加した。主な改正内容は以下の通りである。

## (一) 規則名称の修正、立法主旨の完備化

団体商標及び証明商標が。地域の特色ある産業発展の推進において果たした重要な役割、保護強化の重要な意義を強調するために、『弁法』の名称を「団体商標及び証明商標の管理と保護に関する弁法」に変更し、団体商標及び証明商標の使用管理を規範化し、商標権益の保護を強化し、社会公共の利益を擁護し、特色ある産業の発展を促進することを立法目的として明確にした。(第1条)

#### (二)登録出願行為に対する更なる規範化

『民法典』と商標法の規定に基づき、出願人の権利能力要件を更に明確にした。公益目的又はその他の非営利目的で設立された団体、協会は、団体商標、証明商標の出願人となることができることを強調した。現在、農村における団体経済が活況を呈していることを鑑みて、農民の専門協同組合は「その他の団体」として地理的表示以外の団体商標の登録を出願することができることを明らかにした。地理的表示を団体商標又は証明商標として登録する場合の特別な要件を統合した。なお、団体商標及び証明商標の登録の手続と審査に関する要件を削除、統合し、『弁法』において原則的な規定のみを残し、具体的な内容を『商標審査審理指南』に体現した。(第2条~第4条)

#### (三)登録者と使用者に対する管理に係る要求の強化

団体商標又は証明商標の使用者が登録者と同一の主体でなく、かつ一般的には複数の主体であることを考慮し、商標の登録と使用の適正順序を守るために、登録者の使用管理義務と使用者への使用要件を更に強化する必要がある。一方で、登録者は使用管理規則に従って、団体構成員又は他人に対して団体商標又は証明商標の使用を許諾し、団体構成員又は使用者の情報及び使用管理規則を適時に発表し、他人の使用行為が使用管理

規則の要件を満たしているかどうか、もしくは、商標を使用する商品又は役務が品質要件を満たしているかどうかを検査し、或いは、使用管理規則に適合していない使用者の団体商標又は証明商標の使用資格を適時に取り消す等の日常管理を実施しなければならない。団体商標登録者は、団体構成員以外の者に当該団体商標の使用を許諾することができず、証明商標の登録者は、自身が提供する商品に当該証明商標を使用してはならない。なお、通常の運営に必要な範囲で、登録者は、公平、公正の原則に基づいて合理的な費用を請求することができるが、料金の額、納付方法及び納付期間については、公正かつ合理的な原則に基づいて協議し、決定しなければならず、消費者の利益を害してはならない。他方、使用者は使用管理規則が定める手続を履行した後、団体商標又は証明商標を使用することができ、また、団体商標又は証明商標を使用する商品が使用管理規則における品質要件に適合していることを保証しなければならない。使用者は、団体商標又は証明商標を自身の登録商標と同時に使用することができる。(第 10 条、第 11 条、第 14 条~第 16 条)

# (四) 地名を含む商標の登録及び正当な使用に関する規定の追加

『「第14次5カ年計画」における知的財産の運用と保護計画』における地域ブラン ドを発展させる要求を貫徹実行し、地域の特色ある産業クラスターの発展ニーズを満た すために、弁法において地理的表示以外の地名を含む団体商標又は証明商標の登録要件 を追加し、「識別を容易にするために顕著な特徴を有するものでなければならない」こ とを明確にした。地名が公共資源であることを考慮し、地名を含む団体商標又は証明商 標は、公共利益を侵害してはならないと規定した。民衆の関心事にフォーカスし、商標 法第 59 条の規定に基づき、「店舗看板において地理的起源を客観的に表示するための 使用」、「企業名や商号における使用」、「製品とその原材料の起源を示すための成分 リスト、包装袋等における使用」等、他人が商標に含まれる地名を正当に使用する状況 を詳細化した。他人が特色のある軽食、料理において、事実を記述する形式で団体商標 又は証明商標に含まれる地名と商品名を使用することについても、正当な使用に該当す ることとした。地理的表示に含まれる地名の正当な使用の要件を完備させた。なお、行 為者が正当な使用行為を実施するにあたって、悪意がある又は「商標の信頼度を損ない、 市場競争の秩序を乱し、登録者の正当な権益を害した」場合は、登録商標専用権者の利 益を守るため、『不正競争防止法』に基づいて対応する法的責任を負わなければならな いと規定した。(第8条、第21条~第24条)

#### (五) 商標運用の促進、公共サービスレベルの向上

産業発展における団体商標、証明商標の重要な役割を充分に発揮させ、商標の運用を促進し、ブランド構築を推進するため、『弁法』において、「登録者は、計画を策定し、ブランド構築を行い、商標の使用を促進、規範化し、商標の価値を高め、商業信用を守り、地域の特色ある産業の発展を推進することができる」、「地方人民政府又は業種主管部門は、地域経済の発展の必要性に応じて、公共資源を合理的に配分し、地域ブラン

ド構築を強化するものとする」、「知的財産権管理部門は、地域ブランドの法による保護を得るように支援し、団体商標、証明商標の登録、管理、保護等を指導し、経済の良質な発展とサービスを促進しなければならない」、「国家知識産権局は、団体商標、証明商標の情報公開を強化し、公共照会サービスを提供しなければならず、地方知的財産権管理部門は、団体商標、証明商標の情報伝播と公開共有を強化し、当事者による照会と関連情報のアクセスを容易にしなければならない」と規定した。(第17条~第20条)

# (六) 行政保護の充実化と処罰措置の強化

登録者、団体構成員、使用者は、法に基づいて権利侵害行為に対して行政保護を請求することができる。電子商取引の発展を加味し、インターネットにおける商標権侵害使用状況を詳細化し、「団体商標又は証明商標と同一又は類似の標識をドメイン名、ネット名、QRコード、ウェブサイト又はアプリケーション名及びそのロゴ等とし、関連商品取引を行い、関連公衆に誤認させる場合は、商標法第57条第7項に規定する「他者の登録商標の専用権にその他の損害を与える行為」に当たる」とした。また、「商標専用権を侵害するとは知らない商品を販売して、その商品が合法的に取得されたものであることを証明し、かつ提供者を提示できる」場合の処罰措置を更に明確にした。つまり、「商標法執行を担当する部門が販売の停止を命じた後、権利侵害商品を没収、廃棄し、侵害商品提供者所在地の商標の法執行部門と法執行情報を共有する。」(第25条~第27条)

団体商標、証明商標保護の実務を踏まえて、「(一)商標管理責任の行使を怠り、消費者に損害を与える」、「他人が商標に含まれる地名を正当に使用することを悪意をもって阻止する」、「団体構成員以外の者に団体商標の使用を許諾する」、「商標の登録者は、自身が提供する商品に証明商標を使用する」等の、登録者が管理義務を果たさなかった状況を詳細化、補足するとともに、改正後の『行政処罰法』に基づいて具体的な罰則を調整した。「使用する未登録商標に商品の地理的表示が含まれるが、その商品が表示された地域に由来せず、公衆に誤認をもたらした」場合の行政処罰条項を追加した。「登録者が権利の行使を怠り、団体商標又は証明商標の識別性が失われた場合、いかなる者でも、商標法第49条に基づいてこの登録商標の取り消しを請求することができる」とした。また、行政法執行手段を充実させ、商標法第62条に加えて、『市場監督管理行政処罰手続きに関する暫定規定』に従って、職権を行使しなければならないと規定した。更に、信用監督管理体系を整備し、「法に従い、行政罰の情報を国家企業信用情報公表システムを通じて社会に公表する。団体商標及び証明商標の登録商標占用権を故意に侵害し、悪質で、状況が深刻で社会的危害が大きく、比較的重い行政罰を受けた者について、重大な法律違反の信用失墜リストへ登載する」とした。(第28条~第33条)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出典:国家知識産権局ウェブサイトを基に作成

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/6/7/art\_75\_175908.html